

「こども性暴力防止法」が令和8年12月25日にスタートします。  
～教育実習等の実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止法の施行により、令和8年12月25日から、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。教育実習等の実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。教育職員免許状の取得を希望する場合は、以下の内容をご理解いただいた上で、出願をご検討ください。

【事業者に求められる取組】

- ・日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ・こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ・性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【留意点（全学共通）】

- ・実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- ・性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- ・性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。

【留意点（学校教育学類、教職実践研究科及び養護教諭特別別科）】

- ・入学前に同意書及び性犯罪前科がない旨の誓約書をご提出いただくとともに、入学後の学校等における実習に参加する前にも誓約書の提出が求められます。
- ・実習は必修科目のため、性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより、卒業・修了できなくなる可能性があります。

【留意点（学校教育学類を除く人間社会学域、理工学域、人間社会環境研究科及び自然科学研究科）】

- ・入学後に実習を行う蓋然性が高くなった段階で同意書及び性犯罪前科がない旨の誓約書をご提出いただくとともに、学校等における実習に参加する前に誓約書の提出が求められます。
- ・性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより、教育職員免許状の取得ができなくなる可能性があります。

【参考】

制度の詳細は、こども家庭庁のWebサイトをご覧ください。

- ・「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

※この法律において安全確保を図る対象となる「児童等」とは、幼児・小学生・中学生・高校生等を指します。

(問い合わせ先)

金沢大学学務部学務課教務総括係

E-mail : kyomu@adm.kanazawa-u.ac.jp